

令和6年度 東京都北区定期監査（本庁等）結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、  
令和6年度定期監査（本庁等）の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年9月9日

東京都北区監査委員	佐藤	明充
同	西村	泰信
同	ふるた	しのぶ
同	石川	さえだ

別紙

令和6年度 定期監査（本庁等）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。  
 なお、令和6年5月21日までは、戸枝大幸前監査委員、青木博子前監査委員が関与し、  
 同月22日からは、ふるたしのぶ監査委員、石川さえだ監査委員が関与しました。

記

1 監査実施日及び対象課

対 象 部	監査実施日	対 象 課
政策経営部	5月13日(月)	企画課、経営改革・公共施設再配置推進担当課長、 財政課、広報課、シティブランディング戦略課
しごと連携 担当室長	5月15日(水)	しごと連携担当課長
デジタル推進 担当部長	5月15日(水)	D X推進担当課長、 情報システム担当課長
総 務 部	5月16日(木)	総務課、区長室、職員課、多様性社会推進課
	5月20日(月)	契約管財課、営繕課、設備・保全担当副参事
新庁舎整備 担当部長	5月16日(木)	新庁舎整備担当課長
危機管理室	5月28日(火)	防災・危機管理課、地域防災担当課長、 防災対策推進担当副参事、生活安全担当課長
地域振興部	6月25日(火)	地域振興課、区民施設担当副参事、 大規模区民施設整備担当課長、 文化施策担当課長、都市交流推進担当副参事
	6月26日(水)	産業振興課、観光振興担当副参事、 スポーツ推進課
区 民 部	6月28日(金)	戸籍住民課、国保年金課
	7月1日(月)	税務課、収納推進課
生活環境部	5月30日(木)	リサイクル清掃課、環境課、北区清掃事務所
福 祉 部	7月3日(水)	地域福祉課、大規模福祉施設整備担当副参事、 生活支援臨時特別給付金担当課長、 高齢福祉課、長寿支援課
	7月4日(木)	生活福祉課、北部地域保護担当課長、 障害福祉課、介護保険課、障害者福祉センター

対 象 部	監査実施日	対 象 課
健 康 部	7月5日(金)	健康政策課、保健サービス課、地域保健担当副参事
健康部地域 保健担当参事	7月5日(金)	
北区保健所	7月5日(金)	生活衛生課、保健予防課
子ども未来部	7月18日(木)	子ども未来課、児童相談所開設準備担当課長、 子ども家庭支援センター
	7月19日(金)	子どもわくわく課、保育課
出産・子育て 支援担当部長	7月18日(木)	出産・子育て支援担当課長
まちづくり部	6月3日(月)	都市計画課、まちづくり推進課
	6月4日(火)	住宅課、建築課
防災まちづくり 担 当 部 長	6月3日(月)	防災まちづくり担当課長
拠点まちづくり 担 当 部 長	6月3日(月)	拠点まちづくり担当課長、拠点整備担当副参事
土 木 部	6月17日(月)	土木政策課、交通事業担当課長、 事業用地担当課長、土木管理課、道路公園課
会計管理室	5月9日(木)	会計課
教育振興部	6月20日(木)	教育政策課、学び未来課、学校改築施設管理課、 飛鳥山博物館、中央図書館
	6月21日(金)	学校支援課、生涯学習・学校地域連携課、 教育指導課、教育総合相談センター
監査事務局	6月24日(月)	監査事務局
選 挙 管 理 委員会事務局	5月9日(木)	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	5月9日(木)	区議会事務局

## 2 監査事項及び範囲

主として令和5年度における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為について監査を実施した。

また、今年度は「資金前渡」を重点監査事項とし、特に東京都北区会計事務規則に基づき、法令等に定める特定の経費について、あらかじめ各所管の資金前渡受者に交付した現金の管理、支出、清算及び事務処理が適正に行われているかを検証した。

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行及び管理運営が有効かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 指定管理者の事業報告書の点検は適正になされているか。
- (7) 服務及び給与の事務処理は適正に行われているか。

#### 【重点監査事項に係る主な着眼点】

- (1) 資金前渡に係る経費の使途は、法令等に則しているか。
- (2) 資金前渡の取扱い期間は適切か。
- (3) 資金前渡金の受領・清算手続きは、適正に処理されているか。
- (4) 資金前渡金は、適正に保管されているか。
- (5) 現金出納簿に適正に記載されているか。

### 4 監査結果

東京都北区監査基準にしたがい、財務事務や事務事業が公正かつ効率的に運営されているかどうかに着目し、監査を実施した。

その結果、各事務事業における予算の執行及び財産の管理等財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項、意見・検討事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、所管課に対し口頭により注意したので、各課において対応されたい。

#### (1) 指摘事項

- ① 歳入を収入しようとするときは調定を行い、直ちに会計管理者に通知をしなければならない。また、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までに行わなければならない（東京都北区会計事務規則 第11条、第22条）。

土木管理課所管の道路占用料や屋外広告物許可手数料等、以下の歳入については、令和6年5月17日現在、会計管理者に通知していなかった。

歳入事務に適正を期されたい。

歳入予算科目	調定額	収入済額	未調定額	調定額に対する収入率
土木使用料（※1）	1,398,857,196	1,400,615,244	1,758,048	100.1%
土木手数料（※2）	35,215,400	63,030,120	27,814,720	179.0%
土木費受託収入（※3）	87,577,110	241,799,346	154,222,236	276.1%

(※1) 道路占用料、公園占用料

(※2) 屋外広告物許可手数料、指定自転車置場利用登録手数料

(※3) 掘削道路復旧受託工事費収入、道路復旧費収入 (土木管理課)

- ② 道路公園課における道路維持工事・街路灯改修工事等の現場調査や立会い等で生じる有料駐車場料金の支出について確認したところ、前渡金・概算払整理簿の執行日と現金出納簿の受け日（入金日）の記載が一致していない事案が 10 件認められた。

また、資金前渡で受領していた現金が不足したため、職員が立て替え、事後に精算を行っていたことも確認された。

立替払は、非常災害時において緊急的に公金の支出が必要となる場合を除き、支払方法としては認められていない。

前渡金・概算払整理簿と現金出納簿の記載の不一致、及び公費と私費の混在は、会計経理を誤らせる原因となることから、事務処理に厳正を期されたい。

(道路公園課)

- ③ 区は、本年 7 月の新紙幣発行までの 1 年間を「新一万円札カウントダウンプロジェクト」期間として、様々なイベント等を実施してきた。

その一環として、区は、区内在住、在勤、在学者向けに、プロジェクトとして実施できるような企画アイデア募集を行った。その結果、令和 6 年 3 月 16 日に「ひらめきコース」では 98 件の応募に対し 7 件、「事業提案コース」では 11 件の応募に対し 3 件をそれぞれ表彰している。

これら受賞に係るプロジェクトの進捗状況を確認したところ、一部を除き、新札発行日までに実施に至っていない提案があった。

事業の企画・立案・実施にあたっては、事業目的・成果の達成に留意されたい。

(しごと連携担当課長)

- ④ 地方公共団体の締結する売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札が原則であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 では、特命随意契約によることができる場合を、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」などに限定している。

令和 5 年度における物品・委託等の特命随意契約の件数は、全庁の総契約件数 1,214 件中 677 件と多数に上っているが、上記の規定に該当しないにも関わらず、特命とした事例が見受けられた。

事業者の選定にあたっては、適正を期されたい。

- (ア) 他の事業者では実施できないことを理由に、特命随意契約としていたが、

他の事業者でも対応が可能であるもの

- ア) 心臓検診委託（児童・生徒一単価契約分）
- イ) 腎臓検診委託（児童・生徒一単価契約分）
- ウ) 教職員婦人科健診委託（単価契約分）
- エ) 教職員定期健診委託（単価契約分）

- (イ) 企画・実施内容を指定した仕様書を作成したことにより、委託可能な事業者を事実上、1者に限定し特命随意契約としたもの

新一万円札発行記念イベント企画・実施及び番組の制作等業務委託

(学校支援課、シティブランディング戦略課)

## (2) 意見・検討事項

- ① 東京都北区予算事務規則第 21 条第 1 項では、「同項内の目又は節（細節を含む。）の金額は、予算の執行上やむをえない理由がある場合のほか、相互に流用してはならない」と規定されている。これを受け、区は、予算の執行上やむを得ない理由がある場合、当該事業内の科目間流用では必要とする金額を確保できないときは、同一の科目か相互に類似した性質のものを優先しつつ、別の事業との間で流用することとしている（事務の手引き 予算事務編）。

事業間流用は多くの課等で認められ、全体で 253 件に上っており、このうち同一科目でも、相互に関連する科目間でもない流用が以下の事例をはじめ、多く見受けられた。

事業ごとの予算額は、毎会計年度、予算書に付する予算説明書において、それぞれの金額を明示した上で、区議会の審議を経ていることから、事業間流用は慎重に行うべきである。

区は、事業間流用の必要性や流用元の科目及び金額の決定にあたり、慎重を期すとともに、予算の適切な執行管理に努められたい。

- (ア) 「屋外スポーツ施設管理費」の備品購入費から、「体育館管理費」の委託料へ 168 万 9 千円、工事請負費へ 380 万円、それぞれ事業間流用したもの

- (イ) 「赤羽一丁目市街地再開発促進事業費」の負担金補助及び交付金から、「赤羽駅周辺まちづくり推進費」の報償費へ 45 万円、需用費へ 15 万 4 千円、委託料へ 225 万 3 千円、使用料及び賃借料へ 32 万 2 千円、及び「まちづくり推進課管理事務費」の役務費へ 3 万 5 千円、使用料及び賃借料へ 40 万円、それぞれ事業間流用したもの

(スポーツ推進課、まちづくり推進課、財政課)

- ② 令和5年度の収入未済額は、一般会計・3特別会計で約35億円に上っている。特別区民税や国民健康保険料の収納率は、対策の強化により一定の成果が見られるが、引き続き、収入未済額が増加しているもの、未整理と思われるものも見受けられ、部署間で、収入未済に対する取組のノウハウや認識に格差が見られた。

平成29年5月に策定された「東京都北区債権管理マニュアル」による運用と管理の周知徹底を図るとともに、職員の滞納整理に係る知識の習得とスキルの向上など一層の研鑽に努められたい。

また、債権に係る収入未済額の縮減対策と債権管理は、組織的な体制整備が急務であり、区税等収納対策本部の取組を強化するとともに、収納困難な債権について徴収可否の判断を早期に行うなど、より一層、債権管理に万全を期されたい。

(収納推進課)

- ③ 区は「北区経営改革プラン2024」の中で、「ペーパーレスなど5つのレスの推進」として、行政のDXを推進し、効率的な業務執行、印刷経費の削減、申請手続きの効率化を図ることにより、行政改革、区民サービスの向上に資するとしているが、ペーパーレスについては具体的な取組が示されていない。

また、令和5年2月に策定した「北区役所ゼロカーボン実行計画」では、令和9年度の用紙類の購入量を「令和3(2021)年度実績値(46,138,442枚)から増加しない」と現状維持を目標としているが、令和4年度の購入量は44,220,210枚であり、目立った削減ができていない状況にある。

区は、「北区ゼロカーボンシティ宣言」をしていることも踏まえ、より積極的、具体的にペーパーレスの推進に取り組まれたい。

(環境課)

- ④ 区は、令和4年度から「北とぴあ」の大規模改修の基本設計及び実施設計を進めてきたが、物価及び資材価格高騰の社会情勢を踏まえ、本年4月、実施設計の一時中止、改修内容の見直しや手法の再検討を行うこととした。

「北とぴあ」は平成2年9月に竣工、開館して以来、建物保全のための耐震天井化工事、並びに利用者の利便増進のためのエレベーター及びトイレの改修を実施してきたところであるが、建物全体の大規模改修は、これまで実施していない。

開館以来35年近くが経過したことで、とりわけ給排水及び空調設備の劣化対応、ひいては施設の長寿命化対策の検討が課題となっている。

区は、こうした課題の解決に向け、速やかに方針を定めて取り組まれたい。

(大規模区民施設整備担当課長)

(3) 口頭注意事項

- ① 契約等に関する事項 9件
- ② 会計（金銭・物品）に関する事項 6件
- ③ 服務及び給与に関する事項 12件